

水海道浄化センター，高野汚水中継ポンプ場

及び各マンホールポンプ場

特記仕様書

(業務履行場所)

第 1 条 業務の履行場所は，以下の通りとする。

- (1) 水海道浄化センター
- (2) 高野汚水中継ポンプ場
- (3) 各マンホールポンプ場
- (4) 水海道下水道樋管
- (5) 鬼怒川水管橋

(施設概要と所在地)

第 2 条 業務履行施設の概要と所在地は，以下の通りとする。

- (1) 水海道浄化センター : 坂手町 1 3 0 番地
 - ①排除方式 : 分流式
 - ②水処理方法 : 標準活性汚泥法
 - ③汚泥処理方法 : 重力濃縮，遠心脱水
 - ④処理能力 : 現有能力 日最大 4,000 立方メートル／日
: 全体計画 日最大 16,000 立方メートル／日
 - ⑤処理設備 : マンホールポンプ場 2 0 箇所
- (2) 高野汚水中継ポンプ場 : 水海道高野町 2 0 1 6 番地 1
 - $\phi 150 \times 1.6$ 立方メートル／分 $\times 2$ 台
 - $\phi 150 \times 2.8$ 立方メートル／分 $\times 2$ 台
- (3) 各マンホールポンプ場
0.75 k W $\sim$ 7.5 k W
- (4) 水海道下水道樋管
ボックスカルバート W1,000mm $\times$ H1,000mm
- (5) 鬼怒川水管橋
鋼管 300A 422m

(想定流入水量)

第 3 条 各年度の想定流入水量は，以下の通りとする。

- (1) 令和 7 年度 …1,921 立方メートル／日平均
- (2) 令和 8 年度 …1,938 立方メートル／日平均
- (3) 令和 9 年度 …1,956 立方メートル／日平均

(4) 令和10年度 …1,973 立方メートル／日平均

(5) 令和11年度 …1,990 立方メートル／日平均

(委託業務の範囲)

第4条 業務の適用範囲は、流入ゲート以降放流ゲートまでの水処理施設全体及びマンホールポンプ場全体とする。また、甲と乙との業務分担については、原則として運転維持管理業務委託仕様書の通りとする。

(委託範囲外の業務)

第5条 委託範囲外の業務は、以下の通りとする。

(1) 法定検査

①特別な資格または高度な専門技術を必要とする検査、水質分析

②消防法関係の点検（消火器・火災報知器等）

(2) 大規模な修繕工事

(3) 大型機器のオーバーホール

(4) 大規模な再塗装工事

(5) 高圧受電設備の保守点検業務

(6) 特定精密機器の保守点検業務

(7) その他委託の範囲として不相当と認められる業務

(業務の内容)

第6条 業務の主な内容は、企画提案書に基づいて行うものとする。

(報告書等)

第7条 仕様書に定める報告書等については、以下のものをいう。

(1) 維持管理計画書（月間・年間）

(2) 点検計画表（年間）

(3) 日常運転点検記録報告書（日報・月報・年報）

(4) 故障・事故報告書

(5) 物品購入依頼書

(6) 水質試験報告書（月報・年報）

(7) 水処理報告書（月報・年報）

(8) 電気・機器・ポンプ場報告書（月報・年報）

(9) 薬剤使用管理簿

(10) し渣・沈砂報告書

(業務体制)

第8条 業務日については、原則として昼間は維持管理計画書に基づいて常駐監視とし、夜間は非常用電話通報及びメールによる体制とする。

ただし業務遂行上必要な場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(疑義)

第 9 条 本仕様書に明記されていない事項並びに疑義を生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。